

### 司法書士に聞いてみよう!

- Q 縁を切った子どもに相続させたくない。何か方法はありますか。
- A 現在の法律上、実の親子関係を消滅させることはできません。法定相続人になるであろう子ども（推定相続人）に将来相続させない方法は2つあります。

一つは、相続させたくない子どもの相続分をゼロとする遺言書を作成し、かつ、その子どもに「遺留分の放棄」をしてもらうという方法です。

特定の子に一切相続させない旨の遺言書を残したとしても、法定相続分の半分は「遺留分」として権利が認められていますので、「遺言書」と「遺留分の放棄」のセットにすることで一切相続させないことが可能になります。ただし、遺留分の放棄はその推定相続人の同意が得られていないと利用することはできません。また、「遺留分の放棄」は「相続放棄」とは違い、相続権自体は失いませんので、必ず「遺言書」を残す必要があります。

もう一つ、かなりハードルは高いですが、家庭裁判所に相続の権利をはく奪するよう申立てをする「相続排除」という方法があります。家庭裁判所が排除を認めるとその推定相続人は相続人としての資格を失うので、遺留分を請求することもできなくなります。民法では、相続排除が認められるための要件として次の2つを挙げています。

- ①被相続人に対して虐待、重大な侮辱を加えた場合
- ②著しい非行があった場合

上記の要件を満たしていたとしても、具体的にどのような事情があった場合に相続排除が認められるかは、家庭裁判所の判断によることとなります。排除するに足る特別な事情が必要になります。

なお、相続排除は、生前にする事もできますし、遺言でする事もできます。



(新潟県司法書士会上越支部)

\*このQ&Aは市（市民相談センター、☎025-526-5111）と司法書士会上越支部が協働して、日常生活に係る法的な情報をお届けするものです。

### 各種無料相談

予約が必要な相談があります。詳しくは、各問合せ先に問い合わせてください。

相談の種類	とき・ところ	予約	予約・問合せ	備考
新潟県高齢者総合相談センターの相談窓口	○一般相談＝月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日を除く） ○法律相談＝12月2日⑤、9日⑤、16日⑤、23日⑤の午後1時30分～4時 ※相談会場は、いずれも新潟県高齢者総合相談センター（新潟市中央区上所2、ユニゾンプラザ内）	○（法律相談のみ）	新潟県高齢者総合相談センター（☎025-285-4165）	相談方法は電話または面談
弁護士によるB型肝炎特措法無料相談会	12月7日④午後1時30分～4時（受付は午後3時まで）・市民プラザ	○（当日も可）	全国B型肝炎訴訟新潟事務所（☎025-223-1130）	集団予防接種でB型肝炎になった人とその家族を対象とした弁護士による相談会。下記日程に電話による無料相談も可能。12月14日④午前10時～午後1時
税務相談	12月4日⑤、18日⑤の午前10時～正午・関東信越税理士会高田支部（本町5）	○	関東信越税理士会高田支部（☎025-523-6557）	相続税、贈与税などに関する相談
臨時教職員・免許相談会	随時（希望に合わせて調整）	○	上越教育事務所学校支援第1課（☎025-526-9374）	市町村立小・中・特別支援学校の臨時教職員の雇用条件などについての案内や、免許更新についての相談。1人30分程度

**第37回上越陶芸展**  
土と炎に魅せられた仲間たち

上越地域に住んでいる陶芸家や陶芸愛好者が制作した陶芸作品を展示します。

11月23日④・⑤～25日⑤の午前10時～午後5時 所 市民プラザ 費 無料 問 上越陶芸協会事務局の山田さん（☎0909078052070）

**多重債務者相談強化キャンペーン2019**

多額の借金で悩んでいませんか。多重債務問題の専門の相談員が、解決に向けたアドバイス

### 無料相談

や弁護士、司法書士などへの紹介を行います。一人当たりの相談時間や回数の制限はありません。相談者の秘密は守られます。相談者の秘密は守られます。相談者の秘密は守られます。

12月31日④まで 費 無料 問 財務省関東財務局新潟財務事務所 多重債務相談窓口（☎0252817508）



### もよおしのご案内

### 2019 JCV公開講座

所 JCV 本社スタジオ 定 講座 50 人（申込順） 費 無料 申 各講座開講日 1 週間前までにホームページ（http://www.jcv.co.jp）から申し込むか、申込用紙を郵送かファクシミリまたは持参してください 問 上越ケーブルビジョン(株)（☎0120-988-945、FAX025-524-0453）

●東京オリンピック目前！スポーツと人の身体を学ぶ

とき	テーマ
12月9日⑤	13:30～14:30 筋疲労のメカニズム 14:45～15:45 野球はどうして難しいのか
12月19日⑥	13:30～14:30 身体知の深淵～動きを覚える世界～ 14:45～15:45 スポーツにおける「反応」「予測」「注意」を考える

### 令和2年度の体育施設の年間予約

募集

希望者は、申請書に必要事項を記入し、スポーツ推進課（教育プラザ内、☎025-545-9246）、または各総合事務所教育・文化グループへ。申請書は申請先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※先着順ではありません。場所、日時などの希望が重複した場合は利用調整を行います。また、大会と定期利用が重複した場合は、大会日程を優先します。

●体育施設等を大会や行事などで使用する場合

① 団体、町内会、学校などが主催等で期日が決まっているもの ※年間を通じた活動を除く ② 11月15日⑤～12月25日⑥

○使用期間

屋内施設	令和2年4月1日⑤～令和3年3月31日⑥
屋外施設	令和2年4月1日⑤～11月23日⑤・⑥

●一般体育施設および学校体育施設を定期的に使用する場合

① 次の二つの条件を満たす団体 ① 市民または市内に勤めている人で構成され、代表者が成人である団体 ② 年間を通じて、おおむね週1回以上スポーツ活動を行う団体 ※学校体育施設は青少年団体を優先します ③ 11月15日⑤～12月9日⑤

○使用期間

一般屋内施設	令和2年4月1日⑤～令和3年3月31日⑥
一般屋外施設	令和2年4月1日⑤～11月23日⑤・⑥
学校体育施設	令和2年4月1日⑤～令和3年3月31日⑥